

# 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の内容と影響

August 2024

## In brief

2023 年度税制改正により、所得に占める金融所得等の割合が多い高所得者層の低い税負担率を適正化することを目的として、一定水準以上の所得がある場合には通常のルールに基づき計算した所得税に上乗せして所得税負担を求める措置（「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」）が導入されました。個人所得税におけるミニマムタックスといえる本制度は、2025 年分以降の所得について適用されることとなります。

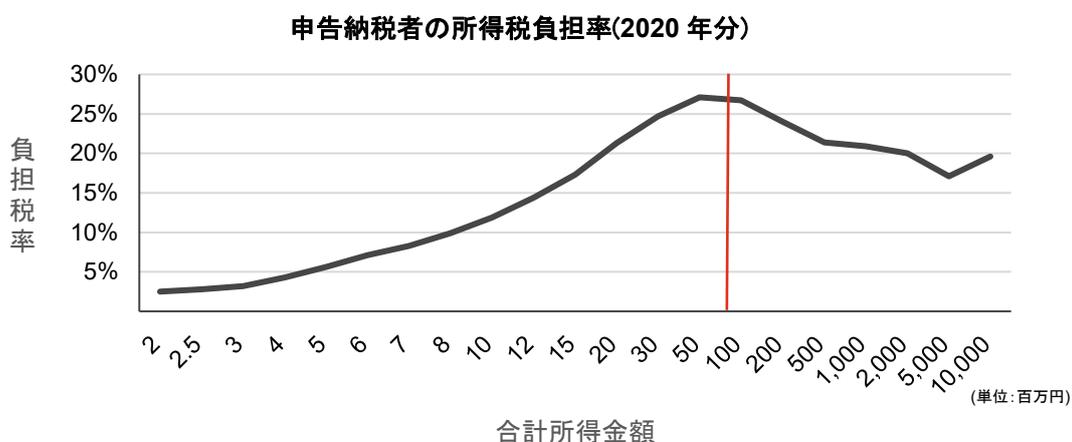
本ニュースレターでは、本税制改正の背景と詳細な改正内容、および特に影響が大きいと考えられる富裕層・企業オーナーへの影響について解説します。

## In detail

### 1. 制度導入に至った背景

所得税は原則として最高 45%の累進課税方式（総合課税）を採用しているものの、株式等や不動産の譲渡所得などの金融所得等は、優遇的に 15%（一部例外あり）の比例税率による分離課税が行われます。そのため、高所得者層において、所得のうちに占める金融所得等の割合が高ければ高いほど実質的な税負担率が下がるという現象が生じていました。代表的な例としては、企業オーナーの M&A による株式譲渡、投資家による多額の株式譲渡や配当等が挙げられます。

所得税の負担率が下がり始める境界は合計所得金額が約 1 億円を超えたあたりです。この「1 億円の壁」について 2022 年の政府税制調査会を端緒に議論が行われて注目が集まっていたところ、2023 年度税制改正により、公平で中立的な税制の実現の名のもと、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置が導入されました。



出所: 財務省資料に基づき PwC 税理士法人作成

## 2. 適用要件と計算

総合課税及び分離課税等の各所得を合算した所得金額(基準所得金額)から特別控除額(3.3億円)を差し引いた金額に22.5%の税率を乗じた金額が、通常の所得税の金額(基準所得税額)を超過した場合に、その超過額が上乗せして課されることとなります。



つまり、本規定は実効税率が22.5%以下の場合に適用されることとなります。なお、22.5%という税率は累進税率の最高税率である45%の少なくとも半分は負担させるという趣旨で設定されています。

総合課税の所得については4,000万円以上で最高税率の45%が適用される結果、所得が特別控除額3.3億円を超える時点で実効税率が22.5%以上となることから、総合課税の所得のみでこの規定が適用されることはありません。一方で、税率15%の株式等の譲渡所得や上場株式の配当所得(大口株主に該当する場合を除く)がある場合には、実効税率が22.5%を下回り、本規定の射程に入ります。

### (1) 基準所得金額

総合課税及び分離課税の対象となる所得に申告不要制度を適用しないで計算した上場株式の配当や譲渡による所得を含めた合計所得金額(措置法41条の19第2項第1号から9号の合計額)であるため、基本的にはすべての所得が含まれることとなります。

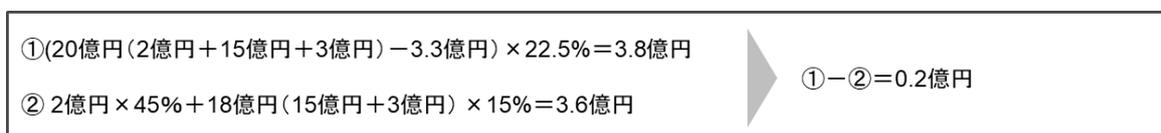
ポイントとしては、いわゆる「特定口座・源泉徴収あり」の証券口座内で発生する所得については、通常は源泉徴収のみで課税が完結し、確定申告は不要(損失の繰り越しを行う場合を除く)となりますが、本規定の計算上は含めることとなります。また、源泉分離で完結する退職所得も本規定の計算上は含めることとなります。ただし、預貯金から利子などの源泉分離課税の対象となる所得及びNISA制度により非課税とされる金額は含みません。

### (2) 基準所得税額

外国税額控除を適用しないで計算した通常の所得税額をいいます。源泉分離課税の対象となる利子は基準所得金額に含まれないことから、これに係る所得税額も基準所得税額に含まれません。

### (3) 計算例

ここで、総合課税の所得2億円、非上場株式の譲渡所得15億円、上場株式の譲渡所得(申告不要)3億円の場合の計算を算式に当てはめてみます。簡便的に所得控除等は考慮しません。

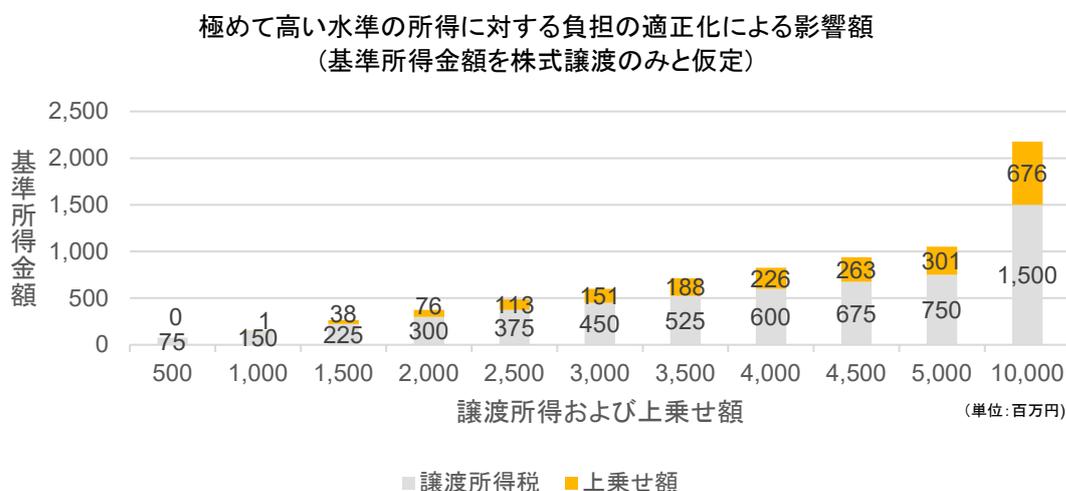


前述の通り、基準所得金額には、申告不要制度を適用した上場株式の譲渡所得も含めて計算します。その結果、①が②を0.2億円超えるため、通常のルールに基づき計算した所得税に加えて0.2億円の追加負担が生じます。

また、復興特別所得税についても、本規定を適用した後の所得税を課税標準とするため、この計算例の場合、復興特別所得税も追加で42万円発生します。なお、住民税はあくまでも所得金額を課税標準とすることから、本規定の影響は受けません。

### 3. 本改正による影響

本改正の影響額のイメージは以下の通りです。基準所得金額をすべて株式の譲渡所得のみとし、総合課税の所得金額を0円と仮定した場合の本改正による上乗せ額を图示したものです。



総合課税の所得を0円と仮定した場合、譲渡所得が10億円超の場合に本改正による上乗せ額が発生することとなります。

基準所得金額が10億円の場合には1.5億円の譲渡所得税に加え100万円が追加的に課されることになり、追加税負担額は僅少である一方、基準所得金額が100億円の場合には15億円の譲渡所得税に加えて6.7億円が上乗せされることになり、大きな税負担増加が見込まれます。

なお、本計算上は総合課税の所得を0円としています。総合課税の所得がある場合には基準所得税額が増加するため、追加納税額は減少することとなります。

### 4. 企業オーナーへの影響場面

高額所得者であっても所得の大部分を総合課税の所得(給与所得、事業所得等)が占める方は、所得税額の実効税率が22.5%を超えていることから本改正の適用は受けません。上述の通り、最低でも10億円分の分離課税の所得が発生する方のみ本改正の射程となるため、影響を受ける方は企業オーナーや多額のキャリア収入があるファンドマネージャー、多額の資金投資を行っている個人投資家などに限定される想定されます。なお、非居住者であっても一定以上の持株比率を保有する企業オーナーがM&Aにより株式を譲渡する等、日本で所得税課税が発生する場合には本税制の適用対象となります。

改正の影響を受ける主な例	内容
M&A	本改正にあたって最も影響を受ける取引は、M&Aによる非上場株式の譲渡と考えられます。また、不動産譲渡を行う場合も改正の影響が考えられますが、最低でも10億円の譲渡所得が発生する場合に限定されるため、不動産譲渡で影響を受けるケースは少ないといえます。
株式譲渡を伴う事業承継	企業オーナーが所有している株式を事業承継や資本政策の一環で次世代や資産管理会社に譲渡する場面において、影響を受ける可能性があります。事業承継にあたっては、移転手法は譲渡のみでなく、贈与や相続による移転も選択肢となるため、本改正を踏まえて取引手法を検討する必要があります。

相続後の 自己株買い	相続税の納税財源が不足している場合には、相続財産である非上場株式について、相続人が相続後に発行会社に譲渡を行い、納税財源を捻出することが考えられます。通常の自己株買いと異なり、相続後 3 年 10 カ月以内の自己株買いについては、所得税は 15% に軽減されているため、本改正の影響を受けるものと考えられます。
---------------	---

企業オーナーにとっては、通常分離課税の所得が多額に発生することは想定されないため、M&A や事業承継、相続にあたって自社株の譲渡が発生するようなスポットの場面においてのみ、本改正の影響を受けることとなります。そのような場合の対応策の一例としては、計算の基となる基準所得金額は暦年で判定するため、株式譲渡等の多額の所得が発生する取引については、年度を分けて段階的に譲渡をすることが考えられます。また、本改正の適用は 2025 年分からとなるため、2024 年中に株式譲渡等を実行する動きも想定されます。

M&A の局面に代表される第三者との取引の場合には年度を分けて段階的に譲渡することは現実的ではありませんが、一定程度柔軟にスケジューリング可能な企業オーナーの事業承継や相続後の自己株買いの場面では本改正を踏まえた検討が重要です。

## The takeaway

本ニュースレターでは、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化について紹介しました。M&A や相続、事業承継の場面においては、企業オーナーに多額の譲渡所得が発生するケースがあります。本改正を踏まえた税負担への影響及び検討も必要となりますので、早期の検討段階から、専門家を交えて検討することを推奨します。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましても、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
望月 文太

パートナー  
深田 かおり

パートナー  
林 雄高

パートナー  
山内 良

パートナー  
塩谷 洋子

パートナー  
佐々木 真美

シニアマネージャー  
齋藤 大志

シニアマネージャー  
西尾 結

マネージャー  
山下 七子

## 過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

## ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

## e-learningのご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

### お申し込み・詳細

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.